

9 島根県PTA連合会表彰規定

第1条 この規定は島根県PTA連合会会則第4条第6項により、PTA活動に功績が顕著であった個人又は団体を表彰することを目的とする。

第2条 県市郡PTA連合会の会長は、表彰候補者の事由を別紙様式により、推薦する。

第3条 表彰の審査は表彰審査委員会で行う。

第4条 表彰者委員会は本会の会長、副会長を以て組織する。

第5条 表彰者委員会は、県市郡PTA連合会長の推薦に基づき審議決定とする。

第6条 表彰は、本会会長より表彰状又は感謝状を送る。

本規定は昭和63年6月3日より実施する。

表 彰 規 定 内 規

- ・ 現在、単P、郡P、県Pのいずれかの正副会長の職にある者は原則として推薦しない。
- ・ 推薦の基準は、おおむね次の通りとする。

〔個人〕

- ① 次の役員の任務を1年間終えるごとに、下表のような点数を加算し、通算10点以上に達した人。

	会 長	副会長	理事・監事
県 P	5	3	2
市郡 P	2	1	1
単 P	2	1	1

但し、町村P連会長で郡P連役員を兼ねない人には、1点を加算する。

- ② PTA活動の功績がとくに顕著と認められた人
- ③ 原則として、単位PTA、各市郡町PTA連合会のそれぞれの段階の表彰を受けた人、または年度内に表彰を受ける予定のある人

〔団体〕

- ① PTA活動全般、または、他の模範となる独自の活動等、功績顕著なPTA
- ② 校外活動等で、地域、学校、PTAの連携が顕著で、他の模範となるPTA

- ・ PTAバレーボール指導者、子ども会指導者等は、推薦の対象としない。
- ・ 過去に表彰を受けた個人は、重ねて表彰しない。但し、団体は、5年を経過すれば、新しく対象となる。
- ・ 日本PTA全国協議会ならびに文部省表彰については、県PTA表彰者の中から県P連表彰審査委員会が、適当と認められたものを推薦する。
- ・ 前項によりがたいときは、表彰審査委員会が可否を判断する。
- ・ 表彰状と感謝状の区別は、次の通りとする。

表彰状…市郡P連会長から推薦のあったもの

感謝状…県P連会長から推薦のあったもの（県P事業に対し顕著な功績が認められるもの）